

●大阪府保険医協会・大阪府歯科保険医協会は2月10日、両協会理事長の連名でオンライン資格確認の導入義務化に関する緊急談話を発表しました。

オンライン資格確認「義務化」強制は 医療現場に不安と混乱をまねき 国民と医療機関との信頼関係を損ねる危険性も孕んでいる

大阪府保険医協会
理事長 宇都宮 健弘
大阪府 歯科保険医協会
理事長 小澤 力

2022年12月23日の中医協総会でオンライン資格確認導入義務化に関する「経過措置」が答申され、6項目の対応が示された。しかし、早期の導入を医療機関に押し付ける政府の姿勢に変わりはない。療養担当規則を改定して、義務化したにもかかわらず、1月末現在の厚労省の資料では、当初今年の3月時点で「概ね全ての医療機関」の導入を目指していたが、義務化対象の医科診療所で35%、歯科診療所で40%しか運用が開始されていない。

背景には、医療機関も患者・国民も望んでいないシステムを政府が強引に押し付けたことへの不安や不信がある。オンライン資格確認システムを先行導入した医療機関では、システムを構築する事業者の未熟さや顔認証付きカードリーダーの不具合が多発している。また、サイバー攻撃による医療機関の受付機能麻痺がニュースになる中、医療機関や患者・国民の間に不安がさらに高まっている。政府は、医療DXなどとデジタル化を強引に推進しながら、こうした医療機関や患者側のリスクに対して、一切を自己責任としている。これでは、医療機関や患者・国民の不安も払しょくできない。

また、国民・患者と医療機関との信頼を損ねる危険性もある。そもそもオンライン資格確認義務化による強制は、「マイナンバーカード」の普及が主要な目的である。マイナンバーカードと保険証を一体化し（以下、マイナ保険証）、保険証を廃止すれば、全国民がマイナンバーカードを取得せざるを得なくなる。政府は、マイナ保険証のメリットについて、受診歴や服薬情報が取得でき、診療に活用できることを上げている。しかし、患者側には自己情報のきめ細かなコントロール権がないまま運用されているうえに、オンライン資格確認を含む、政府の医療DX計画には医療情報の民間利活用も組み込まれている。国民の医療情報と言う非常にセンシティブな個人情報が侵害される危険性が非常に高い。

今回の「経過措置」は、光回線の未整備など物理的な事由に限定されている。医療機関が患者情報やプライバシーの侵害に配慮してオンライン資格確認システムの導入を拒んだ場合であっても、現行法令では、療養担当規則違反となり、保険医療機関の指定取消処分となりかねない。医療機関側に患者情報の漏洩や受付事務の混乱などを懸念してシステム導入を拒否する自由がない。また、健康保険証が廃止され、マイナ保険証による受診が事実上義務となれば、免除の対象になる約5%の医療機関は保険診療が継続できなくなり、営業権の侵害が引き起こされる。よって次のことを強く求める。

- 一、 現行の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードの取得を強要しないこと
- 一、 医療機関へのオンライン資格確認システム導入の義務化を撤回すること